

令和 5 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 80 号議案(追加)

令和 5 年 10 月 5 日提出

提 出 議 案 一 覧 表

議 案 番 号	件 名	掲 載 頁
第 80 号 議 案	舞鶴市副市長の給料の特例に関する条例制定について	1

第 80 号議案

舞鶴市副市長の給料の特例に関する条例制定について

舞鶴市副市長の給料の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 10 月 5 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市副市長の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、副市長の給料の特例について定めるものとする。

(給料の特例)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に在職する副市長の同日から令和9年2月17日までの間における給料月額(以下「給料月額」という。)は、舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(昭和40年条例第24号)第3条第2号の規定にかかわらず、同号に定める給料月額からその額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年11月1日から施行する。

(この条例の施行の日から令和5年11月30日までの間における給料の特例)

2 この条例の施行の日から令和5年11月30日までの間における給料月額に関する第2条の規定の適用については、同条中「100分の20」とあるのは、「100分の37.3」とする。

(退職手当の特例)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に在職する副市長の同日を含む任期に係る退職手当の額は、舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの(以下「特別職職員」という。)の退職手当に関する条例(昭和54年条例第18号)第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とする。ただし、当該副市長の退職の日(以下「退職日」という。)が令和9年2月17日以前である場

合は、この項の規定は、適用しない。

- (1) 舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例第3条第1項中「退職の日」とあるのを「令和9年2月17日」と読み替えて同条の規定を適用して算出した退職手当の額に令和5年10月5日から令和9年2月17日までの日数を令和5年10月5日から退職日までの日数(以下「在職日数」という。)で除して得た割合を乗じて得た額
- (2) 舞鶴市の特別職の職員で常勤のもの退職手当に関する条例第3条の規定により算出した退職手当の額に令和9年2月18日から退職日までの日数を在職日数で除して得た割合を乗じて得た額

提案理由

副市長の給料を減額したいので提案する。